

資料 2

草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会設置要綱

平成23年6月20日

告示第159号

(設置)

第1条 草津川跡地利用の基本計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅広い観点から検討および協議を行うことを目的として、草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画案に対する検討および協議に関すること。
- (2) 計画案の作成および資料整理に対する助言に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とする。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定の審議に関する事務が終了する日までとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見等

を聞くことができる。

- 5 会議は、原則として公開することとし、公開に関して必要な事項は別に定める。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部草津川跡地整備室において処理する。
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月20日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、第4条に規定する任期満了日限り、その効力を失う。

付 則 (平成23年7月15日告示第176号)

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。